



平成 25 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社タカキタ
代表者名 代表取締役社長 松 本 充 生
(コード番号6325 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 沖 篤 義
(TEL : 0595-63-3111)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と個人投資家を中心とした投資家層の拡大を図るため、単元株式数を引き下げることにいたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(ご参考) 平成 25 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更する事により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条及び名古屋証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 42 条に定める、望ましい投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上、業容の拡大に取り組み、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力して参ります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附 則 <u>第8条の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後、これを削除する。</u>

以 上